

## 6月から下水道・農業集落排水施設の使用料を改定します

快適な生活環境や環境衛生の向上を図るため、市では下水道や農業集落排水事業の普及促進を図ってまいりました。

下水道事業は、使用料収入によって全ての経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算性の原則が適用されます。

本市の下水道財政は、使用料収入で維持管理費は賄えるものの、借入金の元利償還金までは賄うことができず、財源不足額を一般会計からの繰入金等により運営しておりますが、今後も現行料金で運営した場合、相当額の財源不足が生じることになります。

このため、事業の健全な運営を行うために、やむを得ず平均6.3%増の使用料改定をさせていただくことになりました。

なお、新しい使用料は、平成20年6月徴収分から適用します。

今後とも、水洗化の普及促進を図り、効率的な運営による一層の経費の抑制とサービスの向上に努めますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

改定使用料（1か月当たり）

汚水量	使用料
～8m <sup>3</sup> （基本料金）	1,250円
9m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき165円
21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき180円
51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき205円
101m <sup>3</sup> ～	1m <sup>3</sup> につき220円

(例) 一般家庭における1か月当たり使用料

汚水量	現行使用料	改定使用料	引き上げ額
20m <sup>3</sup>	3,060円	3,230円	170円
30m <sup>3</sup>	4,760円	5,030円	270円

## 下水道財政の見直し

### 1 使用料改定の考え方

今回の改定に際しては、財政計画期間を平成20～23年度の4年間とし、下水道事業特別会計を基に収支見込みを推計しました。また、推計にあたっては、水洗化率の向上による増収や維持管理費の抑制等を考慮したうえで、最小限の改定を行うことを基本としたところです。

### 2 収支見込み

#### ①現行料金の場合

収支見込みを策定するにあたり、今までの整備状況や決算に基づき、今後の建設費や水洗化に伴う下水道流入水量などを勘案しながら、使用料収入・維持管理費・資本費を推計しました。

今後4年間に見込まれる「使用料対象経費」の主な増加要因は、維持管理費については汚泥運搬委託料や処理場電気料などであり、資本費については建設費に係る地方債償還金などです。

使用料対象経費(注) (3,008,624千円)

維持管理費 588,817 19.6%	資本費(元利償還金) 2,419,807 80.4%
------------------------	-------------------------------

(注)「使用料対象経費」とは、「支出総額」から「一般会計からの繰入金で負担すべき経費」(例えば、水質規制に要する経費、高資本費対策に要する経費など)を差し引いた経費です。

使用料充足率(使用料対象経費に占める使用料の割合)

使用料 1,141,373 37.9%	不足額 1,867,251
------------------------	---------------

使用料算入率(使用料から維持管理費を差し引いた額が資本費に占める割合)

維持管理費 588,817 100.0%	資本費 552,556 22.8%
-------------------------	----------------------

#### ②改定料金の場合

使用料対象経費 (3,008,624千円)

維持管理費 588,817 19.6%	資本費(元利償還金) 2,419,807 80.4%
------------------------	-------------------------------

使用料充足率

使用料 1,213,294 40.3%	不足額 1,795,330
------------------------	---------------

使用料算入率

維持管理費 588,817 100.0%	資本費 624,477 25.8%
-------------------------	----------------------

③使用料改定による増収見込み額(4年間) 71,921千円

問合せ先 上下水道課

## 4月1日から

## 後期高齢者医療制度が始まりました

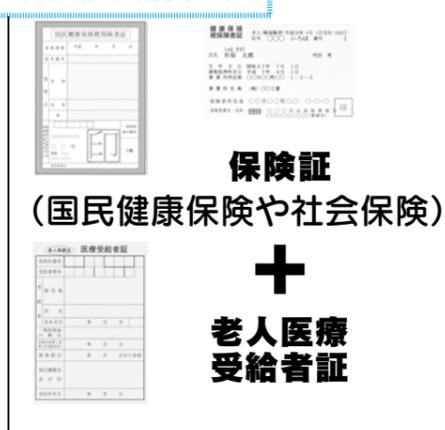
### 1. 対象となる人は

- 75歳以上の人(75歳の誕生日から対象となります。)
- 65歳以上で一定以上の障害のある方(ただし、後期高齢者医療制度に加入するか、現在加入の健康保険を継続するかを選べます。)

### 2. 保険証は

- お医者さんにかかるときは、これまでの保険証と老人医療受給者証にかわり、後期高齢者医療の保険証を持参してください(後期高齢者医療の保険証は制度加入前に事前を送付します。)

#### 制度加入前まで



#### 制度加入後



- 受診の際は、これまでと同じ給付を受けることができます。窓口負担も、これまでどおり1割負担(現役世代並みの所得のある方については3割負担)です。

### 3. 加入に際しての手続きは

⇒特に必要ありません。ただし、これまで社会保険の扶養であった方は、扶養しておられた方が会社等に喪失届を提出する必要があります。詳しくは勤務先にお問い合わせください。

### 4. 保険料は

- これまでの国民健康保険税や社会保険料にかわり、後期高齢者医療の保険料がかかることとなります。
- 保険料は介護保険料と同様に、原則として年金からの天引きになります。ただし以下の方は、4月からの年金天引きとはなりません。
  - (1) 介護保険料が天引きでない方(年額18万円未満の年金を受給している方)
  - (2) 後期高齢者医療の保険料と介護保険料をあわせると、年金受給額の半分を超える方
  - (3) 平成19年11月の時点で滑川市の国民健康保険でなかった方
- 4月から年金天引きの対象となる方については、現在、年金天引きの案内(後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書)をお送りしております。

問合せ先 市民課 保険担当(内線384)

富山県後期高齢者医療広域連合

(富山市婦中総合行政センター内 ☎465-7502)